
西部医療センターにおける患者用タオル類貸借契約仕様書

1 目的

患者が快適に安心して治療を受けられる衛生的な病院環境の整備並びに病院経営の効率的な運営を目的として、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの患者用タオル類の貸借に必要な事項を定めるものとする。

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 履行場所

名称 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
所在地 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1

4 用語の定義

- (1) 「貸貸人」とは名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにおける患者用タオル類貸借契約を受託する業者をいう。
- (2) 「病院」とは名古屋市立大学医学部附属西部医療センターをいう。
- (3) 「本院」とは、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターのうち、次号に定める陽子線治療センター以外の部分をいう。
- (4) 「陽子線治療センター」とは、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター内の陽子線治療センターをいう。

5 病院で使用するタオル類の貸借

- (1) 貸貸人は、本仕様書に定める項目に従い、「別添 1 患者用タオル類一覧」に掲げるタオル類を病院へ継続して供給する。タオル類の仕様及び概算借上見込み数量は「別添 1 患者用タオル類一覧」のとおりとする。病院が増減を必要とする場合には、使用日の 7 日前までに貸貸人に通知し、貸貸人はこれに応じること。また、不足を生じないための予備数を、病院と協議のうえ、病院内に常時保存すること。
- (2) タオル類の規格・寸法については、「別添 1 患者用タオル類一覧」を基本とした同等規格品とする。
- (3) 貸貸人は、病院に納品するタオルの仕様について、事前に病院に提示し、その承認を得ること。

6 貸借タオル類の洗濯、補修、更生、納品方法

- (1) 貸貸人は、「別添 1 患者用タオル類一覧」に従いタオル類の毎日交換(洗濯、補修、更生)を適切に行い、毛髪や虫等が混入しないよう十分に検品を行ったうえ、清潔かつ衛生的なものを常に供給すること。
- (2) 貸貸人は、(1)の清潔かつ衛生的ではないもの、あるいは汚損の程度が甚だしく、再使用に耐えないと判断したものについては、その都度新品と交換して供給することとする。
- (3) 病院から回収されるすべてのタオル類は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

-
- する法律」第 6 条第 2 項から第 5 項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの、又はその恐れのあるものを感染性洗濯物とし、次亜塩素酸ソーダを用いた消毒・洗濯を行うこと。
- (4) 血痕、膿分泌物、糞便等に汚染されたウイルス感染の危険のある洗濯物は、病院でビニール袋に入れた状態で回収場所に置くので、賃貸人は開封することなく病院から搬出するものとする。
 - (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）についての消毒等は、病院が処理・実施するものとする。
 - (6) 診療用放射性同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、病院において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し、安全性を確認するものとする。
 - (7) フェイスタオルについては、「貸おしぼりの衛生確保について」（昭和 57 年 11 月 16 日環指第 157 号厚生省環境衛生局長通知）に従い、適切に処理を行うこと。
 - (8) バスタオル、フェイスタオル、小タオルは、病院の指示により畳み込みを行い、清潔な袋詰めの上納品すること。
 - (9) バスタオル、フェイスタオル、小タオルは、入院中の未熟児・新生児に必要な数とし、その他に、未熟児・新生児が急増した場合に不足を生じないための予備数を病院内に常時保存すること。
 - (10) 賃貸人は、病院職員に納品書の確認を受け、確認後の納品書を、病院の経理担当者に提出すること。

7 賃貸借タオル類の搬入出

賃貸人は、月曜日から金曜日並びに土曜日及び日曜日を除く祝祭日及び年末年始の賃借人が指定する時間に、本院 2 階中央倉庫まで賃貸借タオル類を搬入するとともに、使用済タオル類を本院 2 階リネン保管庫より搬出すること。なお、搬入出スケジュールの詳細については、別途、賃貸人と賃借人が協議することとする。また、回収及び搬入出等に使用する回収容器及び搬送用具等については、賃貸人が賃貸人の負担で準備するものとする。

8 賃貸借タオル類の保管

賃貸人は、一定期間使用しないタオル類の保管を病院から依頼された場合は、それらのタオル類の全てを保管する義務を負うものとする。

9 継続的供給

- (1) 賃貸人は、予備数の補充を行うものとし、不足を生じた場合は病院の請求により、昼夜を問わず速やかに対応するものとする。
- (2) 賃貸人は、天災地変その他の事情により業務の遂行が出来なくなった場合においても、タオル類の供給が円滑に継続して行われるように賃貸人自らに代わり契約の履行をすることを保障するため、代行保証人を定める義務を負うものとする。
- (3) 代行保証人については、書面（任意の書式）により、事前に賃借人に届出を行うこと。

10 支払い方法

- (1) 契約代金は、月単位で支払うものとする。この場合、賃貸人は、毎月末で締め切り、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターの本院分及び陽子線治療センター分をそれぞれ分けた請求書

を作成し、翌月 10 日までに病院に提出するものとする。病院は、賃貸人から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に賃貸人に支払うものとする。

- (2) 本契約において、各品目の単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- (3) 納品書については、単価及び金額を省略する。（記入する場合は、消費税及び地方消費税抜きとし、消費税及び地方消費税を含まない旨を明示すること。納品書に消費税及び地方消費税分が併記される場合には、消費税及び地方消費税は請求書単位でまとめて算出する旨を明示すること。）
- (4) 請求書については、品目ごとに、消費税及び地方消費税を含まない単価、賃貸借数量及びそれらに乗じて得た金額を明示した上で、全品目の当該金額を合計した金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「合計金額」という。）を算出し、合計金額に 100 分の 10 を乗じた金額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を消費税及び地方消費税の額として明示し、合計金額に当該額を加えた金額を請求金額とするものとする。

1 1 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 賃貸人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 賃貸人が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

1 2 その他

- (1) 賃貸人は、賃貸借タオル類以外のリネン類を使用済みリネン類より発見した場合は、速やかに病院に返却すること。
- (2) 賃貸人は、補修等の設備、方法及び供給業務全般について、病院の監督、指示に従い、監督官庁の定める基準等に合致するよう、必要な措置を講ずる義務を負うこととする。
- (3) 賃貸人は、この仕様書に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学契約規程その他関係法令に従わなければならない。
- (4) 賃貸人は、別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「情報取扱注意項目」及び「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については、その都度病院職員と協議の上、円滑に実施すること。

別添1 患者用タオル一覧

リース項目	寸法 (幅×長)	仕様	色・柄等	洗濯・補修	仕上げ条件等			1日あたりの 予定数量 (枚)	予定数量 (枚)
					アイロン	たたみ	消毒		
バスタオル	63×122	絹100%、 800 匁	白	都度	－	○	○	512 枚	186,948 枚
フェイスタオル	30×75	絹100%、 220 匁	白	都度	－	○	○	215 枚	78,300 枚
小タオル	25×25	絹100%、 80 匁	白	都度	－	○	○	96 枚	35,124 枚
バスマット	42×65	絹100%、 800 匁	ローズ ピンク	都度	－	○	○	119 枚	43,524 枚

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。